資料１－３

財　関　第１３８９号
令和８年11月20日

関税・外国為替等審議会会長
神　作　裕　之　殿

財務大臣　片 山 さ つ き

不当廉売関税を課する期間の延長について

関税定率法第８条第25項及び第30項の規定に基づき、別紙のとおり、大韓民国及び中華人民共和国（香港地域及びマカオ地域を除く。）を原産地とする水酸化カリウムに対して不当廉売関税を課する期間を延長することについて、不当廉売関税等に関する政令第20条の規定に基づき諮問する。

（別紙）

関税定率法（以下「法」という。）第８条第 27 項の調査の結果、大韓民国及び中華人民共和国（香港地域及びマカオ地域を除く。）を原産地とする水酸化カリウムについて、不当廉売がされた貨物の輸入及び当該輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実が、水酸化カリウムに対して課する不当廉売関税に関する政令第１条第１項第３号において指定された期間（平成 28 年８月９日から令和８年８月 12 日までの期間）の満了後に継続し、又は再発するおそれがあると認められることから、法第８条第 25 項及び第 30 項の規定に基づき、不当廉売関税を課する期間を、同条第 27 項の調査が完了した日から５年間延長する。